転退職に伴う年金資産移換等早見表

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者の方が転職・退職した場合

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者・運用指図者

転職・退職

転職先企業の年金制度 又は 退職後の状態

企業年金制度（DB・DC）を実施していない ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者） ※加入者となる場合、掛金の上限は23,000円	・加入者としてiDeCoを継続（新規加入含む）する事が可能 継続して加入者となる場合、以下2点の登録情報の変更届が必要 （選択された運営管理機関でお手続きください） ①国民年金の種別が変る場合 ⇒ 種別変更届 又は、 第2号被保険者の中での変更の場合 ⇒ 加入者登録事業所変更届 ②転職先の事業主証明書 ・資格喪失届を提出し、運用指図者になることも可能
企業年金制度（DB）を実施している ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者） ※加入者となる場合、掛金の上限は12,000円	
企業型確定拠出年金（DC）を実施している ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者） ※iDeCoに加入できるよう企業型DCの規約変更済みの場合、掛金の上限は20,000円	・転職先企業が実施する企業型DCへ資産を移換する ・iDeCoの加入資格を喪失する手続きをとる ・転職先企業に移換手続きを申し出る ※企業型DC規約でiDeCoへの加入を認めている場合は、移換せずにiDeCoを継続する事も可能
	・確定給付企業年金（DB）の規約がiDeCoの資産受け入れを可能とする内容となっていれば、確定給付企業年金（DB）への移換が可能 iDeCoの資産受け入れが可能か否かについては、転職先企業の担当部署に要確認
公務員 ※加入者となる場合、掛金の上限は12,000円	・加入者としてiDeCoを継続（新規加入含む）する事が可能 継続して加入者となる場合、以下2点の登録情報の変更届が必要 （選択された運営管理機関でお手続きください） ①国民年金の被保険者種別が変わる場合 ⇒ 種別変更届 又は、 第2号被保険者の中での変更の場合 ⇒ 加入者登録事業所変更届 ②転職先の事業主証明書 ・資格喪失届を提出し、運用指図者になることも可能
国民年金の第3号被保険者（専業主婦（夫）等） ※加入者となる場合、掛金の上限は23,000円	・加入者としてiDeCoを継続（新規加入含む）する事が可能 継続して加入者となる場合、以下の登録情報の変更届が必要 （ご加入の運営管理機関でお手続きください） ◎国民年金の種別が変わる場合 ⇒ 種別変更届 ・資格喪失届を提出し、運用指図者になることも可能
国民年金の第1号被保険者（自営業者等） ※加入者となる場合、掛金の上限は68,000円（国民年金基金、国民年金の付加保険料と合算）	
国民年金の任意加入被保険者 ※60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ※20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ※加入者となる場合、掛金の上限は68,000円（国民年金基金、国民年金の付加保険料と合算）	

企業型確定拠出年金の加入者の方が転職・退職した場合

企業型確定拠出年金の加入者

転職・退職

転職先企業の年金制度 または 退職後の状態

※「個人別管理資産移換依頼書」の提出については、一部の運営管理機関ではWebサイトからオンラインで行うことができます。

企業年金制度（DB・DC）を実施していない ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者）	・iDeCoへ資産を移換し、加入者又は運用指図者になる ・加入者になる場合の掛金上限額 ： 23,000円 ・選択された運営管理機関に「個人別管理資産移換依頼書」を提出
企業年金制度（DB）を実施している ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者）	・iDeCoへ資産を移換し、加入者又は運用指図者になる ・加入者になる場合の掛金上限額 ： 12,000円 ・選択された運営管理機関に「個人別管理資産移換依頼書」を提出 ※企業型DCの資産を転職先の確定給付企業年金（DB）等へ移換できる場合もある
企業型確定拠出年金（DC）を実施している ※国民年金の第2号被保険者（会社員等の厚生年金の加入者）	・転職先企業が実施する企業型DCへ資産を移換することが可能 ・移換する場合、転職先企業に移換手続きを申し出る ※企業型DC規約でiDeCoへの加入を認めている場合は、企業型DCへ資産を移換せずにiDeCoへ資産を移換し、加入者になる事も可能（掛金上限額：20,000円）
公務員	・iDeCoへ資産を移換し、加入者又は運用指図者になる ・加入者になる場合の掛金上限額 ： 12,000円 ・選択された運営管理機関に「個人別管理資産移換依頼書」を提出
国民年金の第3号被保険者（専業主婦（夫）等）	・iDeCoへ資産を移換し、加入者又は運用指図者になる ・加入者になる場合の掛金上限額 ： 23,000円 ・選択された運営管理機関に「個人別管理資産移換依頼書」を提出
国民年金の第1号被保険者（自営業者等）	・iDeCoへ資産を移換し、加入者又は運用指図者になる ・加入者になる場合の掛金上限額：68,000円（国民年金基金、国民年金の付加保険料と合算） ・選択された運営管理機関に「個人別管理資産移換依頼書」を提出
国民年金の任意加入被保険者 ※60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ※20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方	